

大阪市立科学館
券売システム更新事業に係る
公募型プロポーザル
募集要項

平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)

公益財団法人 大阪科学振興協会

次のとおり、大阪市立科学館券売システム更新事業にかかる公募型プロポーザルを実施する。

平成30年4月12日

公益財団法人 大阪科学振興協会
理事長 石川博志

1. 本事業の趣旨

大阪市立科学館は、平成元年に開館した国内有数の科学博物館である。約200点の展示物を公開する展示場と世界最大規模のプラネタリウムを有し、年間の利用者は70万人を超える。

当館で現在使用している券売システムは、平成31年にリース期間が終了することから、これに代わる新しい券売システムを導入する。新しい券売システムの導入にあたっては、来館者に滞りなく発券するだけでなく、観覧券のインターネット予約販売をはじめとするお客様満足度の向上、近年の情報技術の進展への対応、予約事務作業の軽減、来館者動向の分析等の要件を必要としている。

このため、事業の取組方針やシステム機能等の提案を受け、券売システム更新事業の履行に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 事業概要

(1) 事業名

大阪市立科学館 券売システム更新事業

(2) 事業の実施場所

大阪市立科学館（大阪市北区中之島4丁目2番1号）

(3) 事業の内容

券売システムの構築、データ移行、設置および設定、保守、および付随する事業
※本募集要項、および、別紙「大阪市立科学館券売システム更新事業 仕様書」
のとおり

(4) 契約期間

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで（5年間）

(5) 契約上限金額

年額 7,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

この額は、システム稼働までの準備、稼働後の運用・保守費用、および契約期間終了後の機器撤去費の総額を対象とする。支払いは、毎月ごとの年12回とする。

なお、リース会社等を経由して賃貸借を行う場合など、本システムを第三者を通して貸し付けようとする者は、リース会社等の手数料等も含めた総額を基本に第三者からの見積額を提示すること。

3. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できるのは、以下の条件を全て満たす法人である（個人は参加できない）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
連携協力企業等があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。
- (2) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (3) 大阪市入札参加資格を有する者。プロポーザル参加申請時に大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (5) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年以内に、科学館・博物館等の集客施設での券売システム設置の元請契約履行実績を有していること。
- (7) 本事業を円滑に履行することができ、当協会の業務担当と綿密に連絡調整を図ることができる体制が整備されていること。
- (8) 大阪市内もしくは隣接市内に、緊急保守対応可能な本支店、代理店等を有していること。
- (9) 本事業全般を単体企業で受注できること。
- (10) 本募集要項に定められた手続きを行うこと。

4. プロポーザル実施スケジュール

| | |
|---------------------|------------------|
| ・ 公告 | 平成30年4月12日（木） |
| ・ 現地説明会申込期限 | 平成30年4月19日（木）正午 |
| ・ 現地説明会 | 平成30年4月26日（木） |
| ・ 質問受付期限 | 平成30年5月8日（火）正午 |
| ・ 質問に対する回答 | 平成30年5月17日（木） |
| ・ プレゼンテーション審査参加届出期限 | 平成30年5月23日（水）10時 |
| ・ 提案書類等の提出期限 | 平成30年5月27日（日）正午 |
| ・ プレゼンテーション審査 | 平成30年6月7日（木）（予定） |
| ・ 選定結果通知 | 平成30年6月13日（水）頃 |

5. 配布書類

(1) 配付書類

1. 大阪市立科学館券売システム更新事業 仕様書
2. 現地説明会参加申込書（様式1）
3. 質問票（様式2）

4. プレゼンテーション審査参加届出書(様式3)
5. 「団体利用のご案内」リーフレット

(2) 配付方法

当協会ホームページからのダウンロードにより配布する。

6. 現地説明会

(1) 開催日時

平成30年4月26日(木)16時～17時(予定)

(2) 開催場所

大阪市立科学館 1階会議室(大阪市北区中之島4丁目2番1号)

(3) 参加可能人数

1法人あたり2名以内とする。

(4) 申し込み方法

現地説明会参加申込書(様式1)をダウンロードの上、

平成30年4月19日(木)正午

までにFAXにて提出すること。なお送信後、当協会に届いているかどうかの連絡を必ず担当者宛に行うこと。

(5) その他

現地説明会に参加した者が、質問票、提案書類等の提出ができる。また、申し込みの無い者の説明会への参加は認めない。

7. 質疑及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、平成30年5月8日(火)正午までに、当協会が定める質問票(様式2)により、当協会にFAXにて提出すること。なお送信後、当協会に届いているかどうかの連絡を必ず担当者宛に行うこと。

- ・上記以外の方法(郵便、メール、電話、持参、口頭等)による質問は認めない。
- ・所定の様式以外の方法、ならびに、締め切り以降の質問は受け付けない。

質問への回答は、平成30年5月17日(木)までに、現地説明会に参加した者全員に対し、電子メールにより一括して行う。なお、当協会の機密、個人情報等に関わる質問等に対しては、回答しない。

8. プレゼンテーション審査の参加申請手続き

プレゼンテーション審査の参加を希望する者は、プレゼンテーション審査参加届出書(様式3)に必要事項を記載の上、平成30年5月23日(水)10時までに、FAXで送付すること。

なお送信後、当協会に届いているかどうかの連絡を必ず担当者宛に行い、受付番号を確認すること。

9. 提案書類等の提出

プレゼンテーション審査への参加を希望する者は、上記8.の手続きを行った上で、以下に記載する書類を、平成30年5月27日(日)正午までに、当協会担当者まで提出すること。なお、提出は持参によるものとする。また、提出の際に企画提案書等の提出書類について尋ねることがあるので、提出書類の内容(提案内容を含む)を理解する者が必ず持参すること。

(1) 提出書類

①企画提案書

◎様式は自由。ただし、

- ・用紙サイズは原則A4判とするが、A3判も使用可(ただし必要最小限の枚数にすること)。縦、または、横のいずれかに揃え、綴じて提出する。なお、表紙を含め、全部で概ね50ページ以内とする。
- ・読み手を配慮し、券売システム更新事業内容の目的・要件にどのように対応するか、項目ごとに簡潔に記載すること。
- ・仕様外の提案については、その旨を明記すること。
- ・提案事項については、趣旨・狙い、ポイント、費用対効果等を文書で簡潔に記載すること。なお、文書を補足・補完するため、データ、図表、マニュアルやパンフレットのコピー等を添付しても良い(ただし、何を補足する資料か等を明確に記すこと。また、A4判縦、A3判横のサイズで添付すること)。
- ・使用する文字、文章は、日本語文字(英数字を含む)、日本語による文章で、文字の大きさは、注記等を除き原則11ポイント以上を使用すること。

②経費見積書

- ・様式は自由。ただし、書類サイズ等は上記記載のとおり。
- ・契約上限金額の範囲で、提案に基づく見積金額(日本円)を記載すること。
- ・見積書は、一式計上ではなく、個別の機器、各システム開発、設置作業、運用・保守等に分け、単価と作業単位を明示し作成すること。なお消費税は含まないものとする。

③導入スケジュールおよび実施体制

- ・様式は自由。ただし、書類サイズ等は上記記載のとおり。
- ・準備期間、運用期間に分けて示すこと。実施体制については、従事者数(専任かどうか)、担当者の保有資格、雇用形態等についても示すこと。

④業務実績を証する書類

契約書の写し等、上記3.(6)に定める業務受託実績を証する書類(施設名、期間がわかるもの。ただし契約金額は不要)。

⑤その他、上記を補足・補完する書類(任意)

(2) 提出部数等

正1部、副8部

(3) 提出期限

平成30年5月27日(日)正午

※大阪市立科学館の休館日は提出不可

(4) 提出場所

公益財団法人 大阪科学振興協会 事務局 (大阪市立科学館内)

※14. 提出物の提出先を参照

(5) 提出方法

直接持参

10. プレゼンテーション審査

(1) 開催日

平成30年6月7日(木)(予定)

(2) 開催時間

3. 参加資格要件を満たし、8. のプレゼンテーション審査参加申請手続き、9. の必要書類の提出を期限内に行った者に対し、5月31日(木)に集合時刻等を連絡する。

(3) 開催場所

大阪市立科学館 1階会議室 (大阪市北区中之島4丁目2番1号)

(4) 参加可能人数

1法人あたり4名以内とする。

(5) プレゼンテーションの進め方、時間配分

- ・提案者からの説明にあたっては下記①ア～オの内容を必ず織り込むこと。
- ・制限時間になった時点で直ちに説明は終了となるので、時間配分に注意すること。
- ・①カは、機器等を持ちこみ、プレゼンテーション等を行うこともできる。
①の制限時間に機器等の設置、撤収時間は含まない。
- ・①カについてはプロジェクター及びスクリーンは当協会では準備するが、その他必要な機器は提案者が用意すること。

①提案者による説明 (制限時間：30分)

- ア 貴法人の概要、これまでの業務実績
- イ 大阪市立科学館の業務に対する考え方
- ウ 提案する券売システムの基本構成や仕様
- エ 提案する運用・保守について
- オ 経費見積
- カ システムデモンストレーション

②質疑応答 (20分程度)

(6) ①提案者による説明①ア～オで使用できるもの

9(1)の提出書類

※提出した以外の資料を追加配布することは不可

- (7) 使用する言語
日本語とする。
- (8) その他
説明時間等全体の時間配分は、提案者の数等によって増減することがある。
プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

11. 選定基準・方法

(1) 評価方法

企画提案書類およびプレゼンテーションに基づき、提案内容の企画面と経費見積り面を採点し、合計点が最も高い提案者を受託予定者として選定する。
なお選定は非公開とし、選定内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 評価および配点基準

①企画点(135点)

| | | |
|---|----------|-----|
| ア | 事業遂行力・実績 | 10点 |
| イ | 本事業の要件 | 65点 |
| ウ | 運用・保守 | 30点 |
| エ | 管理体制 | 15点 |
| オ | 提案事項 | 15点 |

②経費見積点(25点)

(3) 合計点が最も高い提案者が2者以上(同点)の場合の対応

①企画点、経費見積点が異なる場合

企画点が高い提案者を受託予定者とする。

②企画点、経費見積点が同じ場合

経費見積書の価格が低い提案者を受託予定者とする。

12. 審査結果の通知等

審査結果は、書面をもって通知する【平成30年6月13日(水)予定】。

13. 重要事項・契約手続き・その他

- (1) 3.の要件を満たしていない者、9(1)の提出書類、ならびに、10.のプレゼンテーションの内容に、虚偽の申請があった場合は、無効とする。
また、参加申請必要書類を提出後から契約締結までの期間において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合についても無効とする。
なお、この契約の履行期間中に、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については、契約を解除することがある。
- (2) 提出書類の作成等すべての作業にかかる経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された各資料については、特別な事情がない限り、再提出は認めない。

- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、提案者に無断で他に使用することはない。
- (6) 本件に関する情報の収集目的であっても、当協会または業務従事者の業務遂行の邪魔あるいは妨害等を行い、当協会または業務従事者の注意・警告等に従わない場合は、本プロポーザルへの参加資格をはく奪する。
- (7) 当協会から提供した資料及びその他知り得たすべての情報について、当協会の許可なく他の者へ漏らしてはならない。
- (8) 申請内容等に、やむを得ない変更が生じた場合、速やかに当協会に報告し、変更内容の取り扱いについて協議すること。
- (9) 平成31年(2019年)4月1日より、大阪市立科学館の経営は独立行政法人大阪市博物館機構(仮)となる予定である。
- (10) 受託予定者を決定後、提案内容に基づき、契約内容の協議の上、契約を締結する。なお、契約に当たって、受託予定者は、提案した内容、見積価格等について履行する義務があるが、当協会は提案内容を取捨選択できるものとする。
- (11) 選定された事業予定者は、企画提案書類に基づき、当協会と詳細な内容について協議を行い、正式な仕様書及び経費見積書を提出のうえ、当協会の定める予算の範囲内において契約を締結する。
- (12) 提示している仕様書は、基本的事項を定めたものであり、提案された内容や、契約締結に向けての打ち合わせ結果等を踏まえ、変更する場合がある。また、採用した提案についても、実施できるかどうか等を検討し、必要に応じて変更する場合がある。ただし、「2(4). 契約期間」「2(5). 契約上限金額」については、発注者・受託者双方の合意なしに変更することはできないものとする。
- (13) 契約の締結は、当協会を後継する独立行政法人大阪市博物館機構(仮)の契約期間中の各年度予算が発効した時点において、単年度ごとに契約するものとする。
- (14) 本事業にかかる費用の支払いは、契約後、毎月ごとの年12回とする。なお支払い請求については、毎月の業務が完了したときに、当財団を後継する独立行政法人大阪市博物館機構(仮)が定める様式に従って遅滞なく行うこと。
- (15) 本審査の結果については、公益財団法人大阪科学振興協会ホームページにて公表する。

14. 問い合わせ先、提出物の提出先

公益財団法人 大阪科学振興協会 事務局
担当：岳川有紀子、長谷川能三

所在地：大阪市北区中之島4丁目2番1号 大阪市立科学館内（地下1階）
電話：06-6444-5656 FAX：06-6444-5657
提出物の提出可能時間：9時30分～16時30分（休館日を除く）